

ちりゅっぴのうたの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ちりゅっぴのうた「ちりゅっぴ・ちりゅっぴ」（以下「ちりゅっぴのうた」という。）の使用（歌詞のみの使用も含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

第2条 ちりゅっぴのうたを使用しようとする者は、あらかじめちりゅっぴのうた使用承認申請書（様式第1）に必要な書類を添付して知立市観光交流センター条例（令和4年知立市条例第30号）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が新聞、テレビ又は雑誌等により報道目的に使用する場合
- (3) 個人が私的利用を目的に使用する場合

(審査及び承認)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係るちりゅっぴのうたの使用が市のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認し、申請者に対し承認番号を付したちりゅっぴのうた使用承認通知書（様式第2）を交付するものとする。ただし、必要があると認める場合は、使用の承認について条件を付することができるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による審査の結果、ちりゅっぴのうたの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないこととし、申請者に対しちりゅっぴのうた使用不承認通知書（様式第3）を交付するものとする。

- (1) 市のイメージ及び知立市マスコットキャラクターちりゅっぴのイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用するおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得ることを目的として使用するおそれがある場合
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来たすおそれがある場合

- (7) ちりゅっぴのうたを決められた使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (8) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (9) その他市長が不相当と認めた場合

(使用料)

第4条 ちりゅっぴのうたの使用料は、当分の間、無料とする。

(権利設定の禁止)

第5条 使用者は、ちりゅっぴのうたについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、ちりゅっぴのうたの使用の承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(承認の取消)

第7条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得た上でその使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を来たしたとき。
- (6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
- (7) この要綱の規定に違反したとき、又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。
- (8) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。
- (9) ちりゅっぴのうたに関する市の権限の行使に支障を来たしたとき。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、ちりゅっぴのうた使用承認取消通知書（様式第4）により通知するものとする。

3 使用者は、使用の承認の取消しにより、市又は第三者に損害賠償金、訴訟費用その他の費用が生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

(責任の制限)

第8条 使用者の故意又は過失により第三者が損害を受け、市が当該第三者に対する損害賠

償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ちりゅっぴのうたの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

ちりゅっぴのうた使用承認申請書

年 月 日

知立市観光交流センター指定管理者 様

申請者

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること)

下記のとおりちりゅっぴのうたを使用するため、申請します。なお、ちりゅっぴのうた「ちりゅっぴ・ちりゅっぴ」の使用に関する要綱を遵守いたします。

使用内容及び目的	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	氏 名 電話番号
添付書類	申請者の概要がわかるもの

様式第2（第3条関係）

ちりゅっぴのうた使用承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありましたちりゅっぴのうたの使用について、下記注意事項を遵守することを条件に承認します。

使用内容及び目的	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用条件	<ol style="list-style-type: none">音源等を改変し、使用しないこと。不当な利益を得ることを目的として使用しないこと。インターネットや放送等の媒体を用いて音源等を提供しないこと。（音源等をホームページ上に掲載し、不特定多数の人が閲覧できる状態にすることも含む）本市のイメージ及び知立市マスコットキャラクターちりゅっぴのイメージを損なう使用をしないこと。申請した目的以外の行事やイベント等において、音源等を使用しないこと。前項までに定めのない事項については、市の指示に従うこと。

様式第3（第3条関係）

ちりゅっぴのうた使用不承認通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありましたちりゅっぴのうたの使用について、以下の理由により使用を承認しません。

理 由

様式第4（第8条関係）

ちりゅっぴのうた使用承認取消通知書

知 第 号
年 月 日

（あて先）

様

指定管理者



年 月 日付け知 第 号により承認したちりゅっぴのうたの使用について、以下の理由により使用の承認を取り消します。

取消理由